



令和5年度税制改正(相続税・贈与税)について

Q

今回、相続税と贈与税において税制改正があったと話題になっていますが、どのような点が変わったか教えてください。

A. 今回の改正における相続税と贈与税の大きな変更点は、以下の2点です。

- ① 相続があった場合に加算される一般的な贈与の期間が、これまでは相続開始前3年以内だったものが令和6年以降では緩やかに相続開始前7年以内に延長されます。
- ② 相続時精算課税制度（贈与税の課税制度の一つで、一人からの贈与について2,500万円まで贈与税を課税しない代わりに、贈与された方が亡くなった場合には、相続財産にこの制度を使った贈与財産額を加えて相続税の計算をして課税する制度です。適用する条件として贈与された方は60歳以上の親または祖父母、もらった方は贈与された方の推定相続人である18歳以上の子または孫です。）に、令和6年以降には年間110万円の基礎控除が新設されます。これまでは基礎控除枠が存在していませんでした。

① については、贈与された方が亡くなった場合に、もらった方が相続人である場合には段階的に過去7年にわたって贈与を受けた額の全額を相続財産に加えて相続税の計算を行うことになるため、実質的に増税となります。（ただし今回の改正により、延長された4年間（4年～7年前の贈与）においては、総額で100万円まで相続財産に加算しなくてよくなります。）

② については、相続時精算課税制度に年間110万円の基礎控除が新設されることにより、贈与された方が亡くなった場合に相続財産に加算される金額は、贈与を受けた全額から基礎控除を差し引いた後の金額となります。（基礎控除額以下であれば贈与税の申告をする必要がありませんが、初めて相続時精算課税制度を選択される場合には届出書の提出が必要です。また、選択した年以降は贈与された方からの贈与はすべて相続時精算課税制度の適用を受けるため、ご注意ください。）

また、相続時精算課税制度は贈与された方が亡くなった場合には相続税の計算において加算する必要がありますが、もらった方が過去にこの制度を使ったこと自体を忘れてしまい、相続税の申告の際、加算を忘れてしまう事例が結構見受けられますので、過去にこの制度を適用された方は忘れずに加算するようご注意ください。

税理士 から一言

一般的な贈与の場合には、来年以降も基礎控除として1年で110万円が適用されますが、贈与された方が亡くなった場合には、加算される期間（最長7年間）の贈与は基礎控除以下（例えば5万円）であっても相続財産に加算しなければなりません。

それに対し、令和6年以降に相続時精算課税制度を選択適用した場合には、基礎控除を除いた額だけが相続財産に加算されることとなりますが、加算される期間はこの制度を選択したときから贈与された方が亡くなるまでの期間となります。

贈与を検討されている方は令和6年以降どちらの制度を使うのか十分に検討する必要がありますね。

訂正とお詫び

前回159号に掲載しました「NISAについて」の税理士からの一言に誤りがありました。

誤)これに対して最高裁は「租税負担の公平に反する」として、裁判官全員一致で国に対して例外規定の適用を認める結論を出し、行き過ぎた節税策に警鐘を鳴らした結果となりました。

上記の記載は、税理士の重光先生からの原稿にはなく、JA事務局の手違いで掲載されたものです。

この件につきましては、執筆を依頼しております税理士の重光先生はじめ、せせらぎの読者の皆様に混乱とご迷惑をお掛け致しましたことを深くお詫び申し上げます。